

監理団体の業務の運営に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規定として定めることを目的とする。

(求人)

第2条 本会は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件の明示をしない場合は、その申込みを受理しない。

- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人が直接来所して、所定の求人票により申込みするものとし、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えないものとする。
- 3 求人申し込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらのこと法以外の方法により明示する。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表1の監理費表に基づき申し受ける。一旦申し受けた手数料は、紹介の成否にかかわらず返金しない。

(求職)

第3条 本会は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しない。

- 2 求職申し込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送り出し機関から求人の申込みの取次を受けるときは、外国の送り出し機関）から、所定の求職票により申込みするものとし、郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えないものとする。

(技能実習に関する職業紹介)

第4条 団体監理型技能実習生等には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力世話をすることとする。

- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方々に、技能実習に関する職業紹介

において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示する。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行う。

- 4 団体監理型技能実習生等を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行する。
その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行うこととする。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとるものとする。
- 6 本会は、労働争議に対する中立の対場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をしないものとする。
- 7 職業が決定したら求人者から監理費（職業紹介費）を、別表1の監理費表に基づき申し受ける。

（団体監理型技能実習の実施に関する監理）

第5条 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、管理責任者の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって3ヵ月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取り消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行う。

- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、管理責任者の監理の下、1ヵ月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行う。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者の勧誘又は監理事業の紹介をしない。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあたっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させない。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行う。
- 6 技能実習生の帰国情費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講ずる。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取扱はしない。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講ずる。
- 9 本会内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本会内の一般の閲覧に便利な場所に本規定を掲示する。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望す

能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応する。

- 2 雇用関係が成立したら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本会に対して、その報告をすることとする。また、技能実習に関する職業紹介をしたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をすることとする。
- 3 本会は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱うものとする。
- 4 本会は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切してはならない。
- 5 本会の取扱職種の範囲等は別表2に定める職種、求職者の取扱地域は別表3に定める送出し国及び国内で、求人者は本会の会員に限る。
- 6 本会の業務の運営に関する規定は、以上の通りであるが、本会の業務は、全て技能実習関係法令及び通達に基づいて運営する。

別表1

監理費表

監理団体名 東日本情報支援協同組合

責任者 代表理事 新沼 成二



入国前費用（契約時にご請求 税別）

1	事前教育 出国手続き	15,000～140,000円	国別実費
2	在留申請代	15,000円	国別実費

入国時（入管から入国許可が出されてからのご請求 税別）

1	組合出資金（5口）	50,000円	組合加入時
2	入国渡航費	50,000円程度	(1名実費)
3	空港から講習会場までの送迎日	10,000円	(1名実費)
4	入国後講習（1か月間）	85,000円	(1名実費)
5	自動車研修費（静岡）	120,000円	実費
6	講習手当（実習生に付与）	50,000～85,000円	(1名)
7	配属前の健康診断	10,020円	実費
8	外国人技能実習生総合保険（3年分）	24,720円～	(1名)
9	保険手続き	2,000円	(1名実費)
10	講習終了後の配属地までの交通費	20,000円	(1名実費)

毎月の費用（入国後からのご請求）

1	組合監理費	14,500～27,500円	(1名)
2	送出し監理費	5,000～10,000円	(1名)
3	組合賦課金	20,000円	1社

その他費用（年会費及びその他 税別）

1	（財）国際人材協力機構年会費	50,000円	
2	入国後技能評価試験	30,000～50,000円	(1名実費)
3	資格変更手続き	15,000円	(1名実費)
4	機関更新手続き	15,000円	(1名実費)
5	帰国前評価試験	30,000～50,000円	(1名実費)
6	帰国渡航費	50,000～80,000円	(1名実費)
7	途中帰国渡航費	50,000～80,000円	(1名実費)

金額は例示であり、費用につきましては適切に清算し徴収します。

金額については例示であり、費用については適正に清算し実費を徴収します。

別表2

取扱職種表

職種
自動車整備職種
塗装職種
プラスティック成形職種
非加熱性水産加工食品製造職種
機械保全職種
とび職種
型枠施工職種
惣菜製造業職種

別表3

送出し国一覧表

No	送り出し国名
1	フィリピン
2	ベトナム

追記事項

監理団体の業務の運営に関する規定における別表3送り出し国一覧表は、2020年7月28日付けでミャンマーを追加するものとする。